

監査第314号

平成21年9月16日

埼玉県知事 上田清司様

埼玉県監査委員 根岸和夫

埼玉県監査委員 米田正巳

埼玉県監査委員 田中龍夫

埼玉県監査委員 大山 忍

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成20年度決算に基づく健全化判断比率等について審査したので、その結果について意見書を提出します。

平成20年度 健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の期間

平成21年8月3日から平成21年9月16日まで

3 審査の方法

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等について審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	平成20年度	平成19年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	3.75%
②連結実質赤字比率	—	—	8.75%
③実質公債費比率	12.5%	13.3%	25%
④将来負担比率	241.7%	237.8%	400%

2 審査意見

(1) 実質赤字比率について

平成20年度の実質赤字比率については、赤字は生じていないので、「-」で表示した。

(2) 連結実質赤字比率について

平成20年度の連結実質赤字比率は、赤字は生じていないので、「-」で表示した。

(3) 実質公債費比率について

平成20年度の実質公債費比率は12.5%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回った。

(4) 将来負担比率について

平成20年度の将来負担比率は241.7%となっており、早期健全化基準の400%と比較すると、これを下回った。

いずれの比率も早期健全化基準を下回っているものの、引き続き健全な財政運営に努められたい。

平成20年度 資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の期間

平成21年8月3日から平成21年9月16日まで

3 審査の方法

資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等について審査した。

第2 審査の結果

1 審査結果

各々の会計については、資金余剰となっており資金不足は生じていない。

(1) 埼玉県病院事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

(2) 埼玉県工業用水道事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

(3) 埼玉県水道用水供給事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

(4) 埼玉県地域整備事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

(5) 埼玉県流域下水道事業特別会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%